

## 拡張地域と地種区分の格上げ

### <拡張地域>

●環境省が選定した14ヶ所の大規模拡張地域で、具体的な拡張地域が示されず、公園区分の選択が求められている候補地は八幡平周辺(森吉山・真昼山地・田沢湖等)のみです。

●そこで、私たちは環境省に対して「ぐるっと森吉山」の集水域である小又川～打当川等を束ねる阿仁川とその里山里地をスマイルレール(あきた内陸線)で「つなぎ、みせる」拡張地域と地種区分格上げ提案と併せて、森吉山国立公園の新規指定を要望(2023. 11. 28)しました。

●具体的な拡張地域は次の5地域です。

- ①太平湖の全集水域
- ②小又川と四季美湖の流域
- ③森吉山西麓
- ④マタギの里山里地と打当川流域
- ⑤阿仁川と内陸線及びその沿線の里山里地

●この拡張(案)は、環境省も選定要件に掲げる、人の営みが里山の景観を造り上げた集落や里山里地の二次的自然環境(風土)を組入れた提案です。

●特に小又川と打当川等を結ぶ阿仁川の中流域から源流域は、春先のウグイの遡上に始まり、梅雨明けのアユ漁や釣りキチ三平の世界が広がる源流域のイワナ釣りは、全国の釣り人たちには憧れの清流です。

●また、阿仁川は多くの水鳥が生息する濃密な生態系を温存する流域です。自然公園化によって河川域からゴミ捨てが一掃されたその原風景に多くの釣り人が糸を垂れ、乗り鉄・撮り鉄サポーターが集う「観光鉄道あきた内陸線」を重ね併せたいものです。

●拡張地域の地種区分は、利用規制が小さい第三種特別地域や普通地域指定を行うことで、既存の森吉山国立自然公園(15,214ha)の約2倍に及ぶ3万haの指定が想定されます。

### <既存公園の地種区分の格上げ>

●環境省は今般のフォローアップで、選定地域の地種区分の格上げも併せて進める方針です。

●森林法の機能類型区分で木材生産林に指定されている、森吉山本体の源流域を形成するブナ帯の地種区分の格上げも併せて要望しました。

- ①奥森吉の立川源流域
- ②奥阿仁の打当内沢・岩井ノ又沢源流域

